平成２３年（フ）第３６５７号
大阪市西区本田４丁目３番７―502号、前住所大阪市天王寺区上本町９丁目２番７―615号
債務者　百津　和廣
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１８号
大阪市生野区桃谷１丁目10番26号
債務者　福井啓乃こと牧野啓乃こと　車　　佳泉
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４２１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―1028号
債務者　山﨑　好仁
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３６号
大阪市西成区南津守４丁目１番58号
債務者　亀屋運送こと　亀井　洋勝
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２４５号
大阪市東成区玉津３丁目６番12号
債務者　大城　晃生
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１４号
大阪市平野区喜連西４丁目５番５号　ラメールプランタン102号
債務者　藤井　昌博
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１９号
大阪府吹田市江の木町８番12号
債務者　手島　　宏
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８２号
大阪府守口市八雲東町２丁目６番２号
債務者　逢坂**眞**理子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８８号
大阪市港区八幡屋２丁目７番18号
債務者　富原美代子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６３５号
大阪市都島区都島北通２丁目14番４号　エクセレントⅡ都島・山崎503号
債務者　田中美沙子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８６号
大阪府寝屋川市御幸東町３番15―304号
債務者　松島　恵里（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１２号
大阪府東大阪市新池島町１丁目１番34号　大発マンション107号
債務者　岸田亜矢子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１５号
大阪市北区天満１丁目７番８―203号
債務者　海尾　孝弘
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１７号
大阪市北区長柄東２丁目３番29―1003号
債務者　小島　億株
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０号
広島県三次市四拾貫町80番５―101号、住民票上の住所広島県庄原市水越町879番地１
債務者　藤田　麻希
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第９２号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野79番地19
債務者　島袋　幸雄
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１００号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅４棟102号
債務者　中田　政博
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１０号
千葉県君津市中島1065番地１
債務者　西村　純一
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　千葉地方裁判所木更津支部